

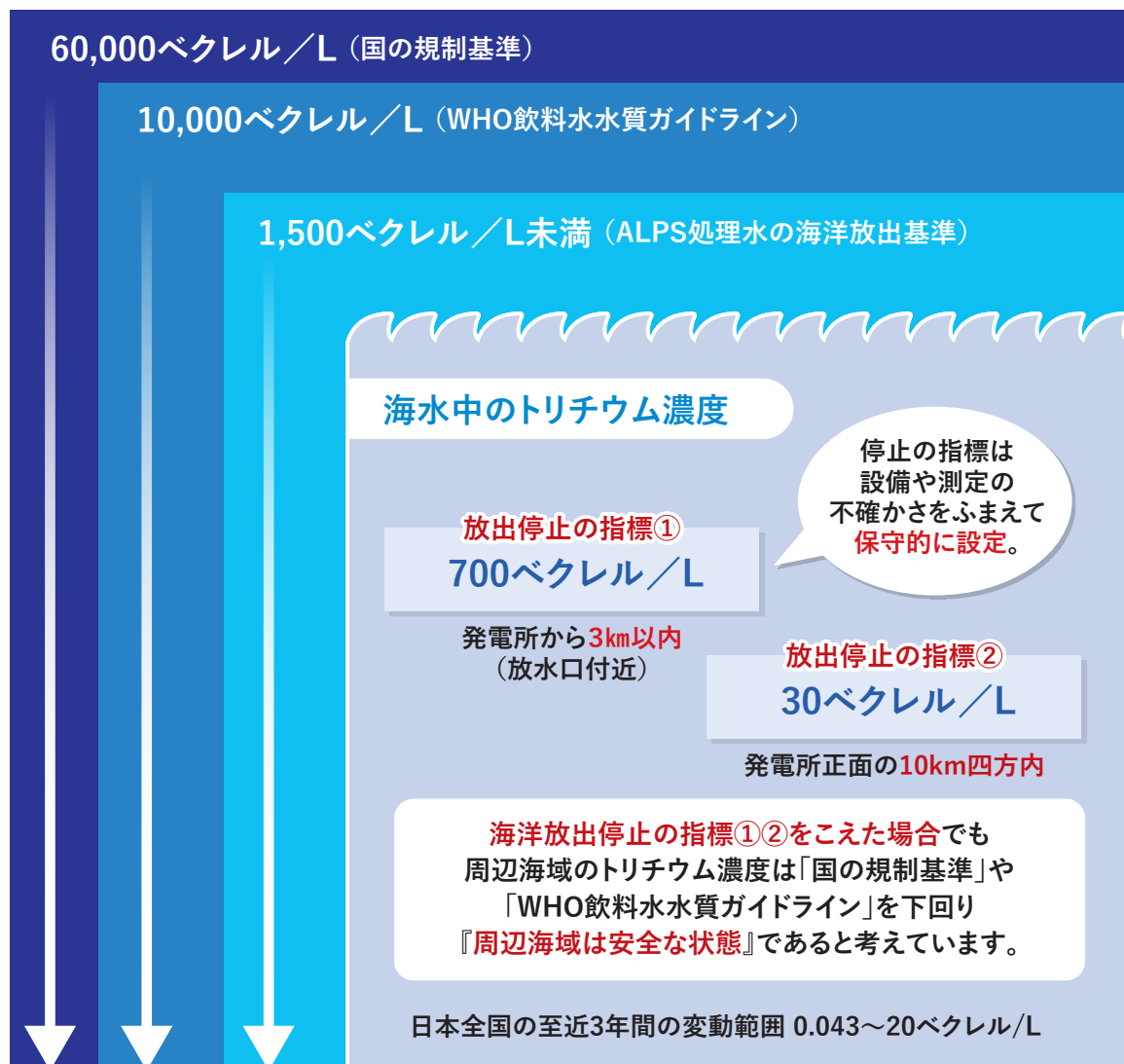
福島第一原子力発電所の廃止措置等の進捗状況 (2023年6月12日時点)

海域モニタリングにおける指標について

2022年7月に原子力規制委員会から認可をいただいた実施計画には、「海域モニタリングでトリチウム濃度に異常値が検出された場合にALPS処理水の海洋放出を停止すること」を定めています。「海洋放出を停止する指標(異常値)」は「発電所から3km以内(放出口付近):700ベクレル/L」「発電所正面の10km四方内:30ベクレル/L」としています。

この指標は、起こりえない事象が発生したとしても、いったん海洋放出を停止し、立ち止まるという姿勢で設定しています。

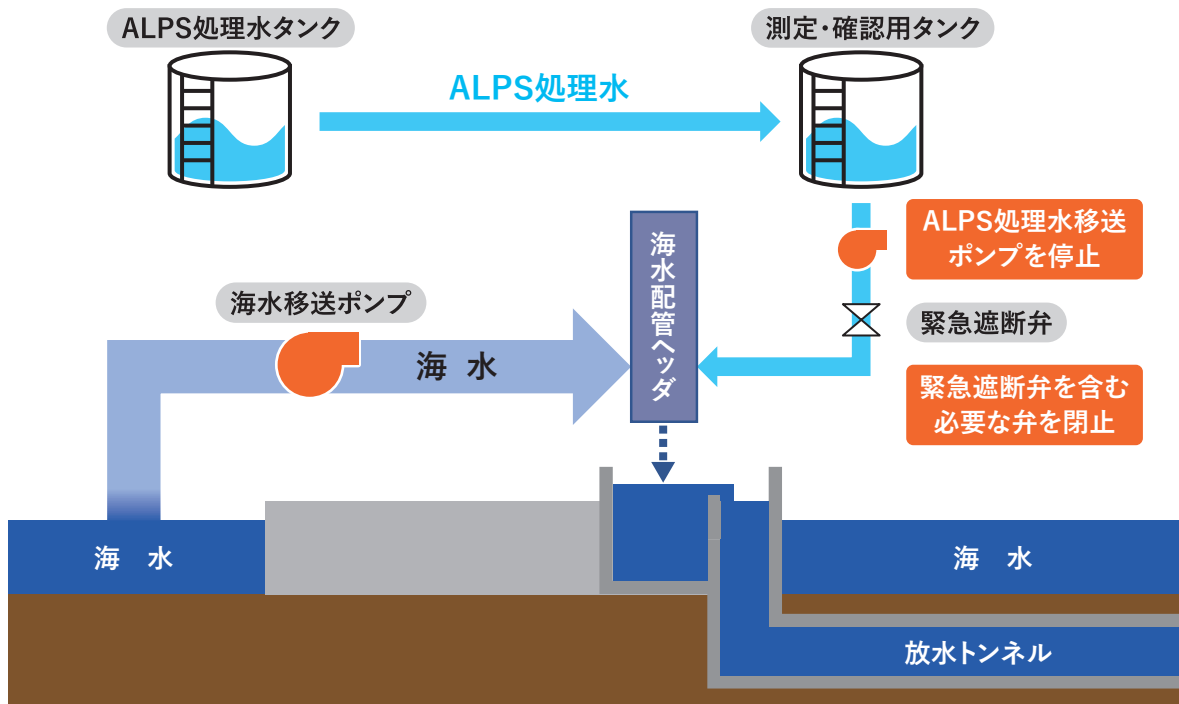
■各種のトリチウム濃度基準



(停止する指標(異常値)に達する前の段階に「調査レベル」を定め、設備・運転の状況、操作手順の誤りがないことの確認、そして、海水を再採取し、結果に応じて頻度を増やしたモニタリングを実施します。)

ALPS処理水の「海洋放出の停止操作」について

海水中のトリチウム濃度が「海洋放出を停止する指標」を超えた場合は、まずは「ALPS処理水移送ポンプ」を停止し、「ALPS処理水を移送する設備(移送設備)」の必要な弁を閉める通常の停止操作を行います。(緊急停止の操作とは異なります。)



放出を停止した後は、頻度を増やしたモニタリングで傾向を把握するとともに、気象・海象を確認し、放出による拡散状況を評価します。

海洋放出を停止した後の「放出再開」について

放出を停止した後、まずは「設備、運転状況の異常」や「操作手順に誤りがないか」などを確認します。併せて、停止後の「海域モニタリングの結果が指標(異常値)を下回っていること」を確認します。そして、問題がなければ「放出再開をお知らせ」したうえで、放出を再開いたします。

海域モニタリングの状況について(5月25日現在)

福島第一原子力発電所から、サブドレン・地下水ドレンの処理済水、地下水バイパス水、構内排水路の水を排水しています。セシウム137濃度やトリチウム濃度は、これまでと同様に日本全国の海水における測定値の変動範囲内で推移しています。

編集発行
責任者

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー

廃炉コミュニケーションセンター コミュニケーション企画グループマネージャー

〒979-1301 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22

本紙に関するお問い合わせ

TEL (0240) 30-5531 (平日午前9時～午後4時)

こちらでもご覧いただけます。

【1ForAllJapan】<https://1f-all.jp/>
目次より「いちえふのいま」を選択

